

令和2年(2020年)9月30日

居宅介護支援事業所 管理者 様

姫路市監査指導課

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年6月5日に厚生労働省より、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）」（令和2年厚生労働省令第113号。）が発出されました。

本市においても当該改正省令により、「姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第59号）」を改正予定であり、それに基づき、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員であることを求めることとなります。

つきましては、別添の資料を確認してください。

〔問い合わせ先〕

姫路市監査指導課

事業所指定担当

電話：079-221-2490

■主任介護支援専門員の配置について

(令和2年9月30日作成)

問1 令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、必ず主任介護支援専門員でないといけないのか。

(答)

主任介護支援専門員である必要があります。

ただし、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。

問2 令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者の急な退職により、主任介護支援専門員を管理者として配置できなくなった場合はどのようにすればよいか。

(答)

令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合、主任介護支援専門員を管理者として配置できなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（別添）を届出する必要があります。

※不測の事態

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居（異動や転勤を命じた場合は不可） 等

問3 主任介護支援専門員を管理者として配置できなくなった理由等を届け出た場合、猶予期間はどれくらいか。

(答)

届出があった日から最長1年間、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予します。

なお、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することがあります。

問4 1年間猶予されても主任介護支援専門員を管理者として配置することができなかった場合、どうすればよいか。

(答)

1年間猶予するも主任介護支援専門員を管理者として配置することができなかった場合は、直ちにその旨を報告してください。猶予期間を延長することが認められない場合は、休止届を提出してください。

問5 令和3年4月1日以降、新しく居宅介護支援事業所の指定を受ける、又は管理者の変更をする場合、管理者は主任介護支援専門員である必要があるか。

(答)

新しく居宅介護支援事業所を開設する場合、管理者は必ず主任介護支援専門員でなければなりません。管理者を変更する場合は、問2記載の不測の事態があった場合を除き、管理者は主任介護支援専門員でなければなりません。